

室 報



公開シンポジウム「スポーツとジェンダー」

◀目次▶

バス乗車拒否と「二つの時刻表」 ～障害学生の権利という観点から～ ……	2
子どもがみた進駐軍 ～大阪・奈良～ ……	6
自著紹介『学力格差に向き合う学校』 ……	10

2019年度 人権問題研究室 研究学習会、 2019年度 人権問題研究室 公開シンポジウム、 編集後記 ……	12
--	----

バス乗車拒否と「二つの時刻表」

～障害学生の権利という観点から～

松波 めぐみ

通常、バス停まで来て「バスに乗れない」ということは、よほど超満員でもない限り考えられないだろう。ところが私は2019年7月、一緒にいた車いすユーザーの友人が「バスへの乗車を拒否される」という場面に立ち会った。バスに乗れたのはその45分後だった。

この「バス乗車拒否事件」は、思いがけず波紋を広げた。ネットニュースで大々的に報じられ、日常をかき乱されることにもなった。幸い、バス会社側に非があることが認められ、事件から2か月後に会社は国土交通省から行政処分を受けることになった。

障害者差別解消法が施行されて3年以上。露骨な乗車拒否から見えてきた問題がいくつかある。本稿では事件の概要を述べるとともに、「障害学生が平等に学ぶ権利」という観点からの問題提起を行いたい。

1. 乗車拒否に遭遇 (7/3)

2019年7月3日の正午、私は車いすユーザーのSさん（自立生活センタースクラム）、およびその介助者とともに、JR琵琶湖線の「瀬田」駅前（滋賀県大津市）で龍谷大学行きのバスを待っていた。非常勤先の私の授業に、Sさんを「ゲスト講師」としてお呼びしていたのである。

ロータリーにバスが入ってきた。乗降口の段（ステップ）にスロープが格納された「ワンステップバス」である（写真3を参照）。車体に「車いすマーク」もついている。運転手に声が届く位置まで移動し、Sさんが「乗ります」と告げた。通常なら、運転手はそこで運転席を立ち、スロープを出す操作を行う。

ところが運転手は一向に席を立たず、「次のバス、(12時) 46分のバスに乗ってくれ」と告げた。とっさに何のことかわからなかった。

「これ、ワンステップバスですよ？」と思わず私が聞かけると、運転手からは「(スロー

プの) 出し方、知らんねん」という言葉が返ってきた。再び「46分のバスに乗ってください」と言われ、扉が閉まった。私たちを取り残して、バスは出発した。

時刻表を見に行き、今のバスが12時1分のもだったことがわかった。「えっ、12時46分って、まだ40分以上先？」なぜそんなことに？ 授業に間に合うだろうか？ 茫然自失となった。

2. その後のアクション

しかたなく45分後のバスで大学に向かい、ギリギリ授業開始に間に合った。ゲスト講義は無事終了されたが、私はSさんに申し訳ない気持ちでいっぱいだった。

どう考えてもこの乗車拒否はおかしい。明らかに障害者差別解消法にも違反しているではないか。大阪で権利擁護に取り組むSさんと話し合い、できるアクションはとっていくことにした。

以下は、ごく簡単に「何をしたか、どんな結果が得られたか」を記したい。

①バス会社（帝産湖南交通）への問い合わせ

まずは誰でもアクセスできるバス会社の「お客様窓口」から、「日時、乗車拒否の事実、運転手への研修はどうなっているのか」を問い合わせることにした。4日後、バス会社から謝罪と釈明の電話を受けた。運転手は社内調査の際「発車間際で焦っていた、混んでいた」ことを理由に挙げたらしい。なお、スロープを出すための研修は行われていた。

②SNSで炎上、メディアスクラム（当日以降）

私が乗車拒否の詳細（バス会社や地名は伏せて）をtwitter投稿したところ、2000人以上にリツイートされ、「バズる」と呼ばれる現象となった。それに従い、ネットメディアのJ-CASTニュースから取材を受けた。7/14に配信された記事は、一時yahoo! ニュースのトップとなり、多数のコメントがついた。予

想通りネガティブなものが大半である。「車いすの客が無理に乗ろうとした、健常者の客に迷惑」、「介護タクシーを使えばいい」等だ。

この炎上に乗じて民放4社から取材申し込みがあり、2社が実際に取材をした（7/16放送）。しかしもともと不勉強な記者らとのやりとりには大変消耗した。実名や所属が載っているネットニュースのコメント欄で攻撃されるストレスも大きかった。

③バス会社との話し合いが実現（8/1）

私が以前からつながりを持っていた滋賀県大津市（事件の舞台）で活動する「障害者差別のないおつをめぐす会」（以下「めぐす会」）に連絡したところ快く協力が得られた。めぐす会とバス会社の間で、7/3のことだけでなく障害者のバス利用について協議する場を持つことが提案され、実現した。

8月1日に浜大津の「明日都」で行われた話し合いでは、バス会社の担当者、Sさん、私、めぐす会の5人（うち3人は地元在住の車いすユーザー）で、7/3当日の事実確認、今後の対策について率直に話し合うことができた。当日のバスの混み具合についてだけは見解を一致できなかったが（私とSさんは「混んでいない、十分乗れた」といい、運転手は「混んでいた」と主張）、ドライブレコーダーが消去されていて確認できないため、そこは争わないことにした。その上で、「今後、二度と乗車拒否はしない」こと、仮に混んでいたとしても無条件に車いすユーザーを後回しにしてはならないことが確認された。

「めぐす会」の迅速かつ的確な対応により、Sさんも私もどれほど助けられたかわからない。

④行政処分——乗車拒否の不当性が認められた（9/26）

落ち着いた日々を取り戻していた頃、新聞社からの電話で、国土交通省近畿運輸局が帝産湖南交通に対し、「バス2台の使用を2週間停止」という処分を下したことを知った。近畿運輸局から私とSさんへの接触はなく、バス会社への調査により処分が決まったことになる。憶測に基づくネット上のバッシングに悩まされていた私たちにとって、公的な処分が下されたことは大きな救いになった。

3. 考察：なぜ乗車拒否が起こったのか？

あの時なぜ運転手は乗車拒否をしたのか。今、私が思うのは3つの要因である。1つめは「定時運行」へのプレッシャーだ（それでも障害のない一般客を積み残すことはないが）。1分でも遅れたら乗客からも責められる、そんな雰囲気があることも事件の背景にあるだろう。

2つめは「一般客の態度」、つまり車いす客を拒否することへの容認だ。スロープを出して、車いすのお客さんが乗り込むのに1～2分かかる。それによって少しでも発車が遅れることが許せない一般客がいる。他の乗客から「お前のせいで遅れた」と言われたり、舌打ちされたりしたことのある車いすユーザーは少なくない。そのためバス利用を控えるようになった人もいる。車いすユーザーも、必要があってバスを使う同じ「お客さん」だ、という視点を持ってない人々がいるのだ。それは、ネットニュースのコメント欄にあふれる言葉が雄弁に語っている。

時間に余裕があるときに車いすのお客さんが乗ることは反対しないけれど、自分が急いでいるときには車いす客に厳しい目を向ける——そのような人は無数にいる。今回の件でも、「ぎりぎりに瀬田駅バス停に来たのが悪い」といって私たちを非難してくる人がいた。むろん余裕をもって到着して乗車できるに越したことはないが、そうできない時もある。障害のない人もある人も、その点は同じだ。車いすのお客さんもバスに乗って当たり前、少し「待つ」ことがあっても当たり前。それが市民社会の共通認識になってほしい。

4. 「二つの時刻表」問題と障害学生

私が考える「3つの要因」の最後は、このバス路線と関係がある。瀬田駅と龍谷大学を結ぶバス路線には、実は「二つの時刻表」が存在した。

乗車拒否されるまで知らなかったのだが、瀬田駅のバス停には、一般の時刻表（写真1）の下に、「ノンステップ、ワンステップ時刻表」と書かれた小さい時刻表（写真2）が掲示されていたのである。12時台のバスは46分と58分しかない。私たちが拒否された12時1分発のバスは、後者の時刻表には載っていない。おそらく運転手たちの間に、この「ノンステップ、ワンステップ時刻表」に載っていないバスであれば、車い

すのお客さんを拒否してもかまわない、といった認識があったのではないか？——バス会社の担当者と話し合いをしたときにそう尋ねてみたら、「いえ、それは理由になりません」と否定された。本当のところはわからない。だが、まったく無関係とは思えない。

この「ノンステップ、ワンステップバス時刻表」は、車いすで乗降できるバスがまだ少なかった約10年前に作られ、バス停に掲示されるようになったらしい。その後、車いすOKのバスが増やされた（だから1201発のバスもワンステップだった）にもかかわらず、「ノンステップ、ワンステップ時刻表」は改訂されていなかった。

ここで、乗車拒否のことはいったん脇に置くとして、私はこの「二つの時刻表」のグロテスクさがどうしても気になる。写真2をじっくり見てみてほしい。10時台から12時台まで、お昼に2時間ぽっかり空いている。

乗車拒否事件が報道される中で私は、龍谷大学の教職員と話したり、卒業した元車いす学生とメールで連絡をとったりすることができた。すると過去にも相当数の車いすの学生への乗車拒否があったことがわかってきた。それでもこの数年は「乗車拒否」は聞いたことがない、と大学関係者は話す。

私は今回、乗車拒否を訴えたことで本当に面倒な経験をし、その後バスを使うことにしんどさを覚えるようになった。7/3当日を除けば、特にバス会社から嫌な対応を受けたことはないにもかかわらず、である。ネットでの炎上の影響もあるだろうが、「バス会社の人から恨まれたらどうしよう」といった被害妄想まで抱えてしまった。私自身は車いすユーザーではないから目立たないが、それでも相当つらい思いをした。日常的にバスを使う車いすユーザーの学生の場合、乗車拒否にあったとして、はたして訴えることができるだろうか？ 正直、とても難しいと思う。Sさんも私も障害者運動団体とつながりがあるが、おそらくそうではない学生にとっては、平穏な学生生活を維持することを優先して、理不尽なことも呑み込まざるを得ないのではないか。

私を知る限り、車いす学生は現在、数人は在籍している。彼らはおそらく、「お昼に2時間ぽっかり空いている時刻表」に沿って通学し、学生生活を送っているのだろう。だがそれは、「15分に1本」来るバスで通学している他の学生と比べ、なんと不平等なことだろうか。早めに大学に来て、図書館に寄る。生協で買い物する。学食でご飯を食べる。友達とくだらする。——そんな自由を制限されている。夕方も乗れるバスの本数が少ないため、授業が終わったらバス停に直行することになるだろう。

5. 「他の学生との平等」を考える

「他の者との平等を基礎として…」というフレーズが、2006年に採択された（日本は2014年批准）障害者権利条約には30回以上も出てくる。「障害者の権利」という特別な権利があるわけではなく、様々な権利が平等に保障されていない現状があるので、障害のある人がそうでない人と「平等」になるよう、社会環境を改善（底上げ）しなくてはならない——という考え方がベースにある。

それでいうと、障害のある学生は、「他の学生との平等を基礎として」大学生活を送る権利があるはずだ。キャンパスにおける障害学生支援は、曲がりなりにもこの数年で質・量ともに拡充された。しかし言うまでもなく、大学生活とは講義を受けることだけではない。

今回は、ゲスト講師であるSさんという、ふだんは帝産バスを使っていない車いすユーザーがバスに乗ろうとして拒否されたことで、「事件」となった。バス会社は社会的制裁も受けた。だが現在（2020年1月）も「二つの時刻表」は健在である。8月1日の話し合いの席で、バス会社の担当者は「ゆくゆくは、すべてのバスを車いす対応バスにしたい」と表明したが、「いつまでに」という約束はなかった。

車いす学生が、「他の学生と平等に」学生生活を送ってはいない日常。これは「事件」にならない。しかしこの不平等が今も継続していることを心にとどめてほしい。

（委嘱研究員）

子どもがみた進駐軍 ～大阪・奈良～

仲間 恵子

はじめに

自宅の近くにかつて「住吉新地」とよばれた一画がある。現在は下町の住宅街といった風情だが、妓楼建築が数軒残っている。調べてみると、1934年に住吉公園の南側から西側に移転してきて、1956年の売春防止法の制定とともに消滅した花街であった。地元の高齢者のなかには今だに「新地」とよぶ人もいるが、建物が残っていなければ、わからなかっただろう。

1945年8月15日、戦争に負けた日本は、サンフランシスコ講和条約締結までの約7年間、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の占領下に置かれた。日本に進駐した連合軍の中で最大の陣容は、約75パーセントの人員を占めるアメリカ軍である。日本各地への進駐軍の展開がほぼ終わった10月末には総員30万人、11月末に43万人、12月中旬に45万人を超えてピークに達している。

1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効により日本が主権を回復し、進駐は終了した。その痕跡を残す町もあるが、半世紀以上を経て記憶すら消えてしまった町もある。2冊の本を古書店で入手した。1冊は、清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎編『基地の子—この事実をどう考えたらよいか』（光文社、1953年4月25日発行、以下『基地の子』）。もう1冊は、猪俣浩三、木村禧八郎、清水幾太郎編著『基地日本—うしなわれいく祖国のすがた』（和光社、1953年5月30日発行、以下『基地日本』）である。この2冊から、子どもの眼に映った、大阪と奈良の進駐軍と周辺の人びとの暮らしを想像してみたい。

米軍基地周辺の子どもたち

『基地の子』は、北海道から鹿児島までの基地周辺地域に生活する子どもたち（小学校2年生から中学校3年生）の200篇の作文集である。日本ではなかった沖縄は除外されている。

「選考についての報告」によると、1952年11月26日に出版企画が発表され、基地周辺の小中学校へ直接呼びかけられ、73校の小中学生の作文1325点が集まった。募集要項に示した「基地

周辺の小中学生の眼に、基地の生活の現実がどう映ったか、その生活感情をありのままに綴ったもの」を、3名の編者に光文社出版局の2名が加わり、約2ヵ月をかけて200点を選んだ。日本教職員組合、全国各地の新聞社への謝辞も述べられている。児童憲章が制定された翌年の1952年5月17日に発足した、日本子どもを守る会は、日本教職員組合の推進する平和運動とも連動していた。当時、朝鮮戦争の最中であって、日本本土はアメリカ軍の前線基地となっていた。子どもたちは、生活・教育・文化・福祉・健康・環境のすべてに渡り、児童憲章が踏みじられる状況下にあった。こうした状況に対して、健全な児童文化の創造と普及のために、親や教師、市民団体、女性団体、文化団体、教員組合、労働組合など広範な人びとがこの会に結集し、思想・信条のちがいをこえて、子どもの人権と平和を守る国民的な運動をすすめてきた。

同書の前書きは、「どなたも御存じのように、現在、この狭い日本の中には、六百いくつものアメリカ軍軍事基地があります。」という文章からはじまる。65年以上が経つと、日本各地に存在したアメリカ軍基地については、「どなたも御存知」ではない。作文を書いた子どもたちも現在、最年少で74歳だ。前書きには次のようにも書かれている。「日本の大人たちは、多少よそゆきの口調で、こう言っています。『日本は、アメリカをはじめ多くの国々と講和条約をむすび、立派な独立国になり、しかも、アメリカ軍によって安全を保障されている。』私たちも、そう思いたいのは山々ですが、じつは、これは体裁のよい表面であって、それには、もう一つ、裏面があるのです。別の真実がある、と言ってもよいでしょう。本書に集められた基地の子供たちの文章は、講和条約—安全保障条約—行政協定という、一見おめでたづくめの舞台の裏側を、真実を、実体を、全身をもって告げているのです」。日米安全保障条約、日米地位協定の「裏面」が弱者に押しつけられている状況は、65年以上経ても変わらない。



図3 「RRセンターの飲食街」(『基地の子』より)

に際して駐留将兵のための「休養と回復を与える施設」がつくられた。正式名称は「NARA Rest And Recuperation Center」、略してRRセンターと呼ばれていた。1ヵ月後には近辺にカフェバー34戸、ギフトショップ12戸、飲食店7戸、キャバレー4戸、ストリップショウ3戸などが立ち並んだ。奈良県衛生部の調査によると、売買春にたずさわった女性は約3000人いた。出身地は大阪が最も多く、年齢は18歳から23歳が多い。

『基地の子』には、「なんぼなんでも」と題した「奈良学芸大学附属小学校二年 大西□□子」と、「基地奈良の姿」と題した「奈良学芸大学附属中学校3年 伊ヶ崎□□子」の作文が掲載されている。

「なんぼなんでも」では、4、5歳の子もたちが「パンパン」のまねをして遊んでいることが書かれているが、他の基地周辺の地域でも同様の記述がある。「奈良の町では、パンパンが多くなってかないません。近じよのちかちゃん(五歳)と、のり子ちゃん(四歳)と、りっちゃん(五歳)が、パンパンのまねをします。のり子ちゃんがアメリカ人に、『しゃしん、うつして。』というときもあります。その時、私が見ていました。りっちゃんは、『アメリカさんこわい。』といって、うちにいました。のり子ちゃんも、りつこちゃんも、ちかちゃんも、パンパンの名前をたくさん知っています。私は一人も知りません。なんぼなんでも、パンパンの名まえなんか、おぼえんでもよいとおもっています。(後略)。

中学校3年生の書いた「基地奈良の姿」には、

RRセンターについて詳細な記述があり、売買春にたずさわる女性を「原色の女」と表現している。「どの店にも五、六人ずつはいて、まだ道にあふれ、あちこちに大ぜいかたまっている。そのどれもが、いわゆるパンパン、パンスケーと呼ばれる女で、人間の感情なんかすっかりすりさらして、ふてくされた荒みはてた顔をしている。素足で寒風にふるえながらも、原色のハーフコートをひっかけ、顔には壁のようにおしろいをぬり、真紅に毒々しく口びるをぬって、たえず何か食べている。夜になれば、道いっぱいになるぐらい多いときくが、昼はまばらで、それも二、三人の黒人兵がぶらついているのに、必死にだきつくようにすりよって行って、しつこくひつつく。相手にされないといわると、チェツといまいました。ものすごい表情をうかべながら、かんでいたチューインガムを、道の両端を流れている小川にはきすてる」。

敗戦後、占領というアメリカの植民地のような状況のなかで、物資も食糧も不足し、人びとの暮らしは貧しかった。それに対して、「原色の女」は流行のものを身にまとい、化粧もしている。豊かな進駐軍とつながる彼女たちは、羨ましい存在であるからこそ憎しみの対象とされ、世間一般の「売春は悪である」という性道徳は、彼女たちに対する侮蔑として表れ、進駐軍がいるからこそ起こる売買春の問題は、彼女たちに問題があるかのように捉えられていた。



図4 「RRセンターの飲食街」(『基地の子』より)

奈良学芸大学附属小学校の教職員「奥西一夫」(後に奈良教育大学附属小学校校長)は、「汚される奈良のみやこー奈良市・RRセンター」と題した報告書を、『基地日本』に寄稿している。そのなかで6年生の詩を紹介している。

尼ヶ辻附近 6年 N・K(男)

お風呂へパンパンがこなくなったと

おかあさんが喜んでいたが
先生につれられてRRセンターを通ると
たくさんいる
客引き
奈良のタクシー
大阪のタクシー
みんなRRセンターに集まっていたんだ。

(中略)

半ヵ月前
独立だ、完全に独立したと大さわぎをしたが
国連軍の休けい所をどうして日本に
作らなければならないのか。
横須賀や富士山ろくでは
学校の周囲に
パンパンの町があるそうだ
大人達はRRセンターができて困るというが
でき上がってから文句を云つてもおそい。
作るといううわさの時
すればよかつた。

尼が辻の百姓は
田畑を高い金で
売ったり貸したりして
喜んでいる。
商売人やパンパンもたくさんもうかると
喜んでいる。
RRセンターに関係ない人は困るという
お母さんもその一人
僕もいやだ。
公園へ行っても
パンパンらしいのと
兵隊が歩いていると見るのもいやだ。
今はいないが、
近所にパンパンがたくさんいた時
黒の赤ちゃんが二人いた。
金持ちだったのだろう。
その二階には女中もいた。
奈良は少ない方だというのが
一人でもいない方がよい。
吉田首相が約束したので
日本を進駐軍が守っているそうだと。
一たい何から守っているのか
吉田首相は日本人のことを考えたのか

朝鮮戦争中、戦場から「Itami Air Base」に戻った兵士は、新しい軍服に着替え、多額のドルを日本円に替えて5日間の休暇を過ごすため、奈

良のRRセンターにバスや電車でやって来た。RRセンターの経済効果により、田畑を売るもの、農業をやめて店をはじめた人もいた。センターがつくられた4ヵ月後の1952年9月3日、RRセンター廃止期成同盟会が結成され、地域住民は、廃止派と存続派に分断された。翌年7月27日に朝鮮戦争の休戦協定が結ばれ、8月に移転が決定した。9月26日にセンターは閉鎖され、農地の上に建てられたバラックのキャバレーも、ボン引きも、3000人いた女性たちも、1年3ヵ月で姿を消した。少年は、センターにやってくる進駐軍の金に踊らされる男たち、進駐軍を相手に稼ぐ女たちを冷やかに見つめている。

みんなどこへいった

1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約の発効により、日本は主権を回復した。日本本土にあったアメリカ海兵隊基地は、1950年代後半に、米軍の統治下にあった沖縄に移設された。基地をめぐる住断、戦闘機の爆音、ヘリの墜落、実弾演習の流れ弾、軍人・軍属による性暴力、65年前にほとんどの都道府県で解決された問題が沖縄では現在進行形だ。

現在、伊丹の大阪国際空港、奈良の尼ヶ辻へ行っても、当時の面影はかけらもない。基地周辺の子どもたちの日常には、生産手段を奪われ、売買春にたずさわることになった女性と、力と金をもつ進駐軍将兵がいた。そして、進駐軍がいなくなると、女性たちも潮が引くようになくなった。軍隊という組織は売買春、性暴力と結びついている。「慰安婦制度は必要」「米軍の風俗業活用を」という2013年5月の橋下徹大阪市長(当時)の発言は、戦時期、占領期の「性の防波堤論」、兵士には「慰安」が必要という男性神話が過去のものではないことを物語っている。

『基地の子』の前書きには次のように記されている。「もし、明日の日本が大切なら、現在の状況を黙ってみすごすことはできません。当の基地の附近に住む親たちや先生たちの努力では、もう、どうにもならないのです。それを取りこえた問題、明らかに全国民的な問題なのです。全国民的な問題は、全国民的な知恵と力によって解くほかはありません」。作文を書いた子どもたちは、占領期の体験を振るとき、何を思うのだろうか。(委嘱研究員)

自著紹介

若槻健・知念渉編著・志水宏吉監修

『学力格差に向き合う学校』

(明石書店、2019)



若槻 健

本書は、シリーズ「学力格差」の第3巻として発刊された。シリーズ「学力格差」は監修者である志水宏吉大阪大学教授を代表とする研究グループがこの十数年取り組んできた学力格差問題の研究成果をまとめたものである。そのうち本書は、学校での子どもたちの学力格差の拡大・縮小のプロセスに焦点を当てた「学校班」の報告である。学力格差が家庭背景の影響を受けながら学校教育を通じてどのように拡大していくのか、また学校はその拡大をどのように防ごうとしているのか（いないのか）を明らかにするために、社会背景の異なる2つの中学校区において、小学1年、小学4年、中学1年の3学年の児童生徒を3年間追跡した継続的研究である。①どのような子どもたちが低学力に陥っており、②低学力の子どもたちは、どんな過程で「落ちこぼれ」ていくのか、③低学力の子どもたちの「困難」を学校はどのような手立てで防ごうとしているのかを明らかにすることを通じて、学力格差の拡大／縮小のプロセスを追っている。

本書は、3部で構成されている。第1部は、第1章で調査の目的と問題設定を行い、第2章では「調査の概要」を説明している。対象とした2つの中学校区をなぜ選んだのか、またどのように調査を行ったのかを述べている。第3章では、学力・質問紙調査をもとに、学力の経年変化の動向と子どもの学校家庭生活、階層間格差について分析を行っている。

第2部は、4つの学校のエスノグラフィーである。各校で低学力の子どもたちがどのような困難を抱え、学力を向上させたり、低下させたりしているのかを描いている。そして、学校はそれにどのように対応しているのかについても述べている。子どもたちの困難もその克服も学校の社会的背景や取り組みと不可分である

ことを示している。

第3部では、4つのエスノグラフィーやそれを補うインタビュー調査等から見てきた学力格差の縮小・拡大のプロセスを考察している。最後に補論として、同和教育で伝統的に大切にされてきた（「学力向上」ではなく）「学力保障」という考え方から2つの中学校区の取り組みをふりかえっている。

主な知見を以下に箇条書きしておこう。

- ①学力格差（家庭背景による学力の階層差）は低学年でも明確にみられ、学年の進行にともない拡大している。それは、学年が上がるほど、低学力を脱するのには家庭の力が大きくなるという意味でもある【家庭背景】。
- ②しかし、中学校で学力向上につながった生徒は、学校の多様なアプローチにより、学習意欲を高めていた。また学力向上につながらなくてもかれらを学校につなぎとめる役割を果たしている【学校の取り組み】。
- ③低学年では、「学習習慣の定着」が、特に家庭背景の厳しい子どもたちの学力を下支えしている【学校の取り組み】。
- ④一斉授業の場合はついていけない子どもの学力を下支えすることが難しい一方、学び合いの学習形態は、低学力層の児童生徒の支えになる。ただし、小学校においては、クラスの状態が悪くなると「総崩れ」になることが観察された。【学校の取り組み】。
- ⑤自主性を促す学習形態は、低学力層の困難を大きくする。ただし、低学年で学習習慣や学習スキルを身に付けている場合、その困難は小さくなる【学校の取り組み】。
- ⑥授業外の取り組み（放課後学習教室や先取り学習などの個別指導、プリント学習）は、日常の授業に安心して臨むことができ、子

どもの困難を軽減させ、学習意欲を高めることにつながる【学校の取り組み】。

本書は、志水の研究グループの『「力のある学校」の探究』（2009）、『マインド・ザ・ギャップ』（2016）の延長線上にある。前2著と比べ以下の4点に特長がある。第一に、これまでの研究が「学校の取り組み」に焦点を当て、どのような学校体制や取り組みが学力を下支えしたり、格差の縮小を促しているのかを明らかにしようとしてきたのに対し、本研究では、個別の児童生徒に焦点を当て、かれらの授業内外での様子、特にかれらの抱えている「困難さ」に注目して研究を進めた。もちろん学校の体制や取り組みにも言及するが、子どもたちの具体的な困難に対してどのように応答しているのかを探った。それは時に子どもたちの困難に気づかなかつたり、うまく応答できなかつたりすることで、子どもの困難を減じることができていない様子に焦点を当てる事でもある。うまく応答できたり、できなかつたりする背景にはどのような理由があるのか学校の置かれた社会経済的背景にも目を向けることになる。

第二の特徴は、第一の特徴とも関連するが、どんな取り組みが効果があるのか、効果がないのかを示すというよりは、子どもとの相互作用の中でその効果を検討することである。ある取り組みが効果を上げるかどうかの要因は、その取り組みに内在するというよりは、取り組みが行われる文脈に即しているのではないかと、いうことである。これは、昨年注目されてきている統計的手法を活かした「エビデンス型」研究と異なる点である。エビデンス型の研究では、あらかじめ用意された枠組みで限られた項目に従い調査分析を行う。たとえば、Aという取り組みは、Bという取り組みよりも10%社会的に不利な子どもたちの学力を伸ばすことができる、といった具合である。15年ほど前、学力低下、特に学力格差の拡大が指摘され、その要因として「総合的な学習の時間」が挙げられていた。しかし、総合的な学習自体が悪かったのか、総合的な学習をうまく行うことのできる教員、学校が少なかったのかはわからない。2016年度の全国学力等実態調査では、アクティブ・ラーニングに取り組む学校ほど学力が高いと述べられていた。これもアクティブ・ラーニングが学力

を高めるのか、アクティブ・ラーニングを効果的に行う学校が多いのか、またアクティブ・ラーニングを行う余裕がある学校はそもそも学力が高いのかはわからない。もちろん私たちがエビデンスを軽視しているわけではなく、大切にしている。ここで言いたいのは、本書では、「エビデンス型」の研究が事前に想定していなかった文脈や子どもとの相互作用に注目することで、学力格差の拡大・縮小のプロセスにせまろうということである。

第三に、同和教育・人権教育の影響力の強弱を調査の枠組みにしている点である。今回の調査では2つの中学校区を調査対象としている。ミナミ小・ミナミ中は、同和教育・人権教育の伝統を強く受け、小規模校であることもあり、その影響力を強く受けている。いっぽうキタ小・キタ中校区は、教員異動などで間接的に同和教育・人権教育のエートスが持ち込まれるものの、大規模校ということもあり学校全体にその影響力があるとは言えない。『「力のある学校」の探究』・『マインド・ザ・ギャップ』が同和教育・人権教育を自明のものとして扱っていたのに対し、同和教育・人権教育の影響力が学校の組織体制や取り組みにどのような影響力を与えているかを明らかにしようと試みている。

第四に、本書は格差を克服している「特別な」学校を描いているというよりは、校区の社会経済的背景や学校規模といったそれぞれの学校の置かれた文脈の中で、学力格差に応答する「普通」の学校を対象にしている。ある時は学力格差を縮めることに成功し、ある時はうまくいかない、そんな学校の姿である。格差を克服しているとまでは言えないかもしれないが、子どもたちの困難と向き合い、応答しようとしている学校である。本書のタイトル『学力格差に向き合う学校』には、そうした意味が込められている。

学力格差の拡大・縮小を何か一つの要因に還元するというよりは、家庭の社会経済的背景、子どもの生活経験、学校の社会的文脈、学校の取り組みなど様々な要因が絡み合う中で生じる動きととらえている。そこに現れる子どもたちの変化、学校の取り組みを感じ取ってもらえたらと思う。

（文学部教授）

2019年度 人権問題研究室 研究学習会

日程	テーマ	講師	会場
4月12日(金)	HSP / HSCの理解と支援	串崎 真志 (研究員、文学部教授)	人権問題研究室
5月10日(金)	国際移動から見る日本社会	酒井 千絵 (研究員、社会学部教授)	
6月14日(金)	部落差別とアイデンティティ	内田 龍史 (研究員、社会学部教授)	
7月12日(金)	文化人類学的フィールドワークからみえる日本・韓国におけるフィリピン移住者の現在	永田 貴聖 (国立民族学博物館 外来研究員)	
10月11日(金)	関西学院大学人権教育科目「セクシュアリティと人権」の概要	武田 丈 (関西学院大学人間福祉学部 教授)	
11月8日(金)	インドにおける障害法の展開	浅野 宜之 (研究員、政策創造学部教授)	
12月13日(金)	韓国大法院「徴用工」判決をめぐる諸問題	飛田 雄一 (委嘱研究員)	
1月10日(金)	私と部落問題	荒木 康雄 (水交会〈大阪部落出身教職員会〉会長)	

2019年度 人権問題研究室 公開シンポジウム

日程	テーマ	講師	会場・時間
11月29日(金)	スポーツとジェンダー ～「男らしさ」の競技場と性／別～ ●講演(各30分) ①「オリンピックニュースとジェンダー —日本の報道傾向と問題—」 ②「サーフィンのオリンピック種目化が もたらす意義と課題」 ③「スポーツにおける公平性と多様な性」 ●討論・質疑応答	①小林 直美 (愛知工科大学・准教授) ②水野 茉莉 (流通科学大学・准教授) ③松下 千雅子 (名古屋大学・教授) 司会・コーディネーター: 井谷 聡子 (研究員、文学部准教授)	尚文館 マルチメディア AV大教室

編集後記

今号も興味深い論考が寄せられた。「バス乗車拒否」問題はバス会社だけの問題ではないし、進駐軍によって引き起こされていた問題は過去の問題ではない。乗車拒否がおこったのは、車いす客を迷惑だと捉えるような一般客がいるからであるという分析は非常に重要である。また、65年前にはほとんどの地で解決された米軍を取り巻く問題が、沖縄では現在進行中であるという指摘も忘れてはならない。マイノリティの位置に立たされている人びとに不利益を押し付けているのは誰なのか、私たちは考え続けていく必要があるだろう。

表紙の写真は、2019年11月29日に開催した人権問題研究室・公開シンポジウムの様子である。このシンポジウムは、スポーツやオリンピックを、

ジェンダーやセクシュアル・マイノリティとの関係から読み解くもので、人権問題研究室公開講座の100回目と連動して開催された。ここまで公開講座を継続し支えてくださった関係するみなさまに改めて感謝の意を表したい。なお、シンポジウムの内容は、第80号の人権問題研究室紀要にて報告の予定である。

(守 如子)

関西大学人権問題研究室室報 第64号
2020年3月10日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>